

# 地域包括ケア病棟開設のご案内

当院では平成28年4月より地域包括ケア病棟を開設いたしました。

## 地域包括ケア病棟とは

急性期治療が終了した後、患者様に安心して自宅や施設に退院いただくため、在宅復帰に向けて治療、看護、リハビリテーションなどを行うことを目的とした病棟です。自宅や施設（一部の施設除く）に復帰予定の方であれば対象となり、リハビリテーションをしない方も対象となります。

具体的には、次のような患者様が対象となります。

- ① 急性期治療により状態は改善したが、退院前にもう少し経過観察が必要な方
  - ② 急性期治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
  - ③ 自宅や施設における療養準備が必要な方
- ※在宅や施設等で療養中に具合が悪くなり、緊急入院が必要な方も対象となります。

## 入院費について

- 地域包括ケア病棟に入院された場合、入院費の計算方法は急性期病棟とは異なり、「地域包括ケア病棟入院料1」を算定させていただきます。
  - 入院費は定額（1日毎）となり、リハビリテーション、投薬料・注射料（一部除く）、処置料、検査料、画像診断料、入院基本料などが含まれます。
- ※入院基本料等加算・特定入院料、摂食機能療法などは、定額に追加となります。

『地域包括ケア病棟』に入院された患者様には、在宅復帰をスムーズに行うため、「在宅復帰支援計画」に基づいて、主治医、看護師、理学療法士、作業療法士、在宅復帰支援担当者などが協力して、患者様のリハビリテーションや在宅支援（相談・準備等）を行ってまいります。

（注）病状が安定しましたら、原則として、ご自宅、施設などに退院していただきます。地域包括ケア病棟の入院日数は保険診療で規定されており、**最大でも60日**までです。



# 地域包括ケア病棟開設のご案内

## 入院までの流れ



### 地域包括ケア病棟

在宅復帰に向けて、主治医、看護師、理学療法士、作業療法士、在宅復帰支援担当者などが協力し、治療・看護・リハビリテーションを行います。

## 地域包括ケア病棟への転院依頼について

- 下記にご連絡頂くかまたはホームページにございます診療情報提供書と地域包括ケア病棟(紹介患者様)情報用紙(当院様式)をFAXしていただきます。
- その情報を元に院内でお受け入れの可否等を検討させていただき、その結果をご連絡させていただきます。
- なお、通常の急性期病棟へ紹介の場合も地域包括ケア病棟で対応可能な疾患の場合は上記追加情報用紙(当院様式)の記入をご依頼することがありますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

国家公務員共済組合連合会 水府病院

地域医療連携室

TEL : 029-309-5000

FAX : 029-309-6528

